

間違いやすい通勤手当、旅費交通費の処理

通勤手当や旅費交通費の処理については間違いやすい点がいくつかあります。

1 通勤手当の非課税限度額

税法上、通勤手当は非課税ですが、非課税限度額があり、限度額を超えた部分については給与となり、所得税が課税されます。

■ 通勤手当の非課税限度額

区分	非課税限度額	
①鉄道・バスなどの公共交通機関を利用して通勤している人に支給する通勤手当、通勤用定期券	通常の通勤の経路及び方法による運賃または料金 (最高限度 10万円)	
②車、自転車等を利用して通勤	全額課税	
片道 2km未満		4,100円
片道 2km以上 10km未満		6,500円
片道 10km以上 15km未満		11,300円
片道 15km以上 25km未満		16,100円
片道 25km以上 35km未満		20,900円
片道 35km以上 45km未満		24,500円
③鉄道・バスなどのほかに、車・自転車等も利用して通勤	①と②の合計額 (最高限度 10万円)	

車、自転車での通勤の場合

片道2km未満は、全額課税されます。自動車の場合、通勤手当の計算にあたって、距離に応じて、ガソリン代や任意保険料、使用による車両の減耗分を加味している例が多くありますが、非課税限度額を超えた部分については課税されます。

通勤交通費込みの給与の場合

給与明細で通勤手当部分が明示されていなければ、全額が給与となり、課税されます。

通勤手当を一律に支給する場合

通勤距離に関係なく一律に一定額を通勤手当として支給するような場合でも、非課税限度額を超えると課税されます。徒歩通勤者に通勤手当を支給した場合には、全額が給与とされ、所得税が課税されます。



2 残業で遅くなったときのタクシー代

残業が深夜にまで及び、やむなく社員をタクシーで帰宅させた場合のタクシー代は、旅費交通費になります。

また、得意先の接待が深夜にまで及んだために、社員がタクシーで帰宅した場合のタクシー代は、原則として交際費です。

ただし、他社が主催する懇親会（懇親会費用はすべて当該他社が負担）に当社の役員や社員が招待され、会場までタクシーを利用したというようなケースでは、通常、旅費交通費として差し支えないとされています。

3 グリーン車の利用

出張時のグリーン車の利用は、旅費規程に、グリーン料金を支給する旨があれば、旅費交通費になります。

ただし、社長、役員等が通勤にグリーン車を利用する場合は、非課税限度額の範囲内であっても、通常の通勤定期代を超える部分は、給与となり、課税されます。

4 出張の際は、証拠資料を残しておく

旅費交通費の中でも、出張に関連する費用は、税務調査で、架空出張や私的な旅行等ではないかなどがよく調査されます。

そのため、旅費精算書や旅館・ホテルなどの領収証を整理保存しておきましょう。